

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大阪府保健医療財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、大阪市城東区森之宮1丁目6番107号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、府民の健康の保持及び増進を図るため、がん・生活習慣病の予防、その他公衆衛生及び医療に関する各種事業を行なうことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 公衆衛生活動の推進及び調査研究
- (2) がん・生活習慣病の予防に関する知識の啓発普及及び保健医療情報の提供
- (3) 医学医術の研究、助成並びに医師及び医療従事者の教育、研修
- (4) 保健医療相談等の実施
- (5) 大阪がん予防検診センターの設置、管理及び運営
- (6) 大阪府立中河内救命救急センター及び大阪府立健康科学センターに係る受託事業の運営
- (7) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 資産から生ずる収入
- (2) 事業収入
- (3) 借入金
- (4) 寄附金
- (5) 府支出金
- (6) その他の収入

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算書及び事業計画書は、毎会計年度開始前に作成するものとする。
2 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に、理事長が事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受けなければならない。
3 この法人の収支決算に差額が生じたときは、理事会の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、予算成立の月まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要がある場合は、2名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(選任)

第14条 理事（理事長を除く。）及び監事は、理事会において選任する。
2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序によりその職務を代行する。
3 専務理事及び常務理事は、理事長の指示を受けて会務を処理する。
4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を処理する。
5 監事は、次の職務を行う。
(1) 法人の財産の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、採決に加わることはできない。

(任期)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又はその任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるに、ふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合、理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(名誉理事長及び顧問)

- 第18条 この法人に名誉理事長及び顧問をおくことができる。
- 2 名誉理事長は、理事会の議決によって推戴する。
 - 3 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
 - 4 顧問は、重要事項について理事長の諮問に応ずる。

(報酬)

- 第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員及び常勤以外の役員で理事長が特に必要と認めるものに対しては理事会の決議により、報酬又は手当を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第21条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第22条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- 2 理事長が必要と認めたとき。
 - 3 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

- 第23条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、書面をもって他の理事に委任した者は、出席者とみなす。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議又は承認事項)

第27条 理事会には次の事項を付議する。ただし、緊急の必要がある場合又は軽易な事項については、理事長は、書面による表決を求めて、理事会の決議に代えることができる。

- (1) 収支予算及び事業計画に関する事項
- (2) 財産目録、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書に関する事項
- (3) 資金の借入及び償還方法に関する事項
- (4) 基本財産の処分に関する事項
- (5) その他理事長が重要と認める事項

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において出席理事のなかから選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 事務局等

(設置)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、理事会において全理事の3分の2以上の同意を得、かつ大阪府知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他

法令で定められた事由によるほか、理事会において全理事の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

- 2 前項により解散した場合において残余財産があるときは、理事会の議決を得、大阪府知事の許可を得て、大阪府又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第32条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

この寄附行為（一部改正）は、昭和49年12月9日から施行する。

附 則

この寄附行為（一部改正）は、昭和50年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 理事の定数改正に伴う新任理事の任期については、他の理事の残任期間とする。

附 則

この寄附行為は、昭和55年5月8日から施行する。

この寄附行為は、平成7年5月12日から施行する。

この寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成18年2月27日から施行する。

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成21年11月13日付け合併契約に基づく財団法人大阪府保健医療財団と財団法人大阪がん予防検診センターの合併の登記の日から施行する。
- 2 第16条第1項の規定にかかわらず、この定款の施行日の前日に役員である者の任期は、前項の登記の日の前日までとする。